

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

(1) 平成30年職員の給与等に関する報告及び勧告の概要

<平成30年の給与勧告のポイント>

- 平成30年度の給料及びボーナスを引上げ
  - ・民間給与との較差を埋めるため、給料表の水準を引上げ
  - ・ボーナスを0.05月分引上げ、勤勉手当に配分

ア 民間給与と職員給与との比較

県内民間事業所117事業所について、平成30年4月分の給与等を調査（職種別民間給与実態調査）

(7) 月例給

職員（行政職給料表適用職員）と民間従業員について、役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士の平成30年4月分の給与を比較（ラスパイレス比較）

平成30年4月の民間給与(A)	平成30年4月の職員給与(B)	較差(A-B)
375,745円	375,084円	661円 (0.18%)

(4) 特別給（ボーナス）

平成29年8月から平成30年7月までの1年間に民間事業所で支払われた特別給（ボーナス）の支給割合と、職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数を比較

民間の年間支給割合(A)	職員の年間支給月数(B)	較差(A-B)
4.44月分	4.40月分	0.04月分

イ 平成30年4月の民間給与との較差に基づく給与改定

(7) 給与改定の考え方

給与の改定は、職員給与を4月分の民間給与と均衡させることを基本として実施

(4) 月例給の改定 <勧告>

a 給料表の改定

(a) 行政職給料表

国家公務員の行政職俸給表（一）に準じ、若手職員を中心に引上げ（平均改定率0.2%）

(b) 行政職給料表以外の給料表

行政職給料表との均衡を基本に引上げ

b 初任給調整手当の改定

医師の処遇を確保するため、初任給調整手当を引上げ（支給限度額414,300円→414,800円）

c 宿日直手当の改定

人事院勧告に準じて所要の改定

d 実施時期

平成30年4月1日

・改定を行った場合の職員の平均給与（行政職給料表）

改定前	改定額	改定後
375,084円	584円	375,668円

・改定額（584円）の内訳

給料	はね返し分(注)	計
558円	26円	584円

(注) 給料等の改定に伴い地域手当の額が増減する分

参考（行政職給料表）

職員数 3,932人  
平均年齢 43.4歳  
平均勤続年数 19.3年

(ウ) 特別給（ボーナス）の改定 < 勧告 >

a 改定の内容

民間の特別給の支給割合に見合うよう0.05月分引き上げ、勤勉手当に配分（4.40月分→4.45月分）

支給月数（一般の職員の場合）

特別給		6月期	12月期	計
30年度	期末手当	1.225月（支給済み）	1.375月（改定なし）	2.60月（改定なし）
	勤勉手当	0.90月（支給済み）	0.95月（現行0.90月）	1.85月（現行1.80月）
	計	2.125月（支給済み）	2.325月（現行2.275月）	4.45月（現行4.40月）
31年度以降	期末手当	1.30月	1.30月	2.60月
	勤勉手当	0.925月	0.925月	1.85月
	計	2.225月	2.225月	4.45月

b 実施時期

平成30年12月1日

ウ 公務運営の改善

(7) 人材の確保及び育成

- ・ 職員採用I種試験において、一般行政職特別枠の導入、複数回面接の実施など、意欲的で行動力のある多様な人材を確保するための取組を行ってきたが、さらに今年度から、I種試験（一般行政職、警察事務職）の専門試験を4分野からの選択制にするなど、幅広い分野の人材が受験しやすいよう、見直しを実施
- ・ より多くの受験者を確保し、有為な人材を採用するため、県職員としてのやりがいや魅力について、より一層積極的に広報活動を行うとともに、引き続き効果的な採用試験の実施方法について検討していくことが必要
- ・ 障害者雇用については、各任命権者において、計画的な採用を積極的に進めていくことが必要

(4) 女性職員の活躍推進

- ・ 各任命権者において、女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画に基づいた取組を実施
- ・ 女性職員の採用については、様々な機会を捉えて、受験者確保に取り組んできたところであり、今後も任命権者と連携しつつ、有為な女性の確保のため、より効果的な人材確保策を推進していくことが必要
- ・ 管理職への登用についても、各任命権者において、男女共同参画の観点から様々な取組を実施
- ・ 今後さらに、各任命権者において、男女ともにやりがいを感じ能力を十分に発揮しながら働き続けられる職場環境の整備など、行動計画に定めた目標の達成に向けて積極的な取組を進めていくことが必要

(ウ) 能力・実績に基づく人事管理の推進

- ・ 職員の業務遂行意欲の向上を図り、組織の活力を維持するためには、能力・実績に基づく人事管理を進めていくことが必要
- ・ 各任命権者において、人事評価制度を公正、適正に運用し、人事配置や人材育成等の人事管理に活用するとともに、給与処遇に的確に反映していくことが重要であり、必要に応じ現行の制度を改善していくよう努めるべき

(イ) 高齢層職員の能力及び経験の活用

- ・ これまで定年退職する職員が希望する場合は、再任用を行うことで対応してきたところであるが、人事院が本年行った意見の申出を踏まえ、今後、定年の引上げに関する具体的措置等について、国や他の都道府県の動向等を注視しつつ、検討していくことが必要

(オ) 働き方改革と勤務環境の整備

a 超過勤務の縮減等と年次有給休暇の取得促進

- ・ 超過勤務の縮減については、各任命権者において、「毎日がノー残業デー」や「所属ノー残業デー」など、様々な取組を実施。特に、多忙化する教職員の勤務状況の改善が喫緊の課題となっている教育委

員会では、「和歌山県運動部活動指針」の策定や部活動指導員等の配置がなされるなど、教職員の負担軽減のための取組を実施

- ・ 各任命権者は、今後とも、業務の合理化・適正化を一層進めるとともに、勤務時間の状況を適切に把握した上で、長時間勤務の要因を分析し、より実効性のある取組を進めていくことが必要
- ・ 年次有給休暇の取得促進についても、引き続き、取得しやすい環境を整備するとともに、計画的・継続的取得の促進に取り組むことが必要

b 柔軟な働き方の推進

- ・ ワーク・ライフ・バランスの推進と公務能率の向上等を図るため、本年、勤務時間を早める朝型勤務制度の拡充やモバイルパソコンを用いて外出先で勤務するモバイル勤務、出張者が他の庁舎で勤務するサテライトオフィス勤務の試験導入を開始
- ・ 各任命権者においては、現在実施している施策や国、んじゅ他の都道府県、民間企業で実施されている取組の効果を検証・研究しながら、一層働き方改革を推進していくことが求められる

c 仕事と家庭の両立支援の推進

- ・ 少子高齢化社会という構造的な問題を背景に、誰もが活躍できる社会の実現が重要課題となっており、育児、介護等を行う職員が、その能力を最大限発揮して活躍できるよう勤務環境を整備していくことが求められている
- ・ 今後とも、各任命権者は、特定事業主行動計画の趣旨や内容を職員に十分に周知し、育児や介護に関する休暇等の制度がより利用しやすくなるような勤務環境づくりを進めていくことが必要

d 心の健康づくりの推進

- ・ 各任命権者において、精神科医等によるメンタルヘルス相談や職場復帰支援制度、ストレスチェック制度など、幅広い取組を実施
- ・ ストレスチェック制度は、メンタル不調を未然に防止するための仕組みであるが、この制度は未然防止だけでなく、職員のストレス状況の改善や働きやすい職場の実現を通じた公務能率の向上にも繋がるものであることから、職員の受検率をより一層高め、積極的に活用を進めていくことが必要

e 非常勤職員の勤務環境の整備

- ・ 国の取組、他の都道府県の状況を踏まえ、非常勤職員の適切な勤務環境の整備に取り組むことが必要
- ・ 昨年5月に地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（改正法）が公布され、新たに一般職の会計年度任用職員の規定が設けられた。再来年4月の改正法の施行に向け、適正かつ円滑に制度を導入できるよう、各任命権者は、改正法の趣旨に則り、人事管理の計画的推進や勤務条件の整備などの準備を着実に実施していくことが必要

(カ) 服務規律の確保

- ・ 職員は、一人ひとりが県民全体の奉仕者としての自覚を持ち、自らの行動が公務全体の信用に影響を与えることを常に意識し、高い倫理観を保持しながら、服務規律を遵守することが求められる
- ・ 各任命権者は、研修の機会を通じた定期的・継続的な意識啓発を行うとともに、事案が発生した場合は、その事案について、事実関係を十分に把握、分析し、再発防止のため、実効性のある取組を引き続き進めていくことが必要

(2)報告資料

ア 職員の給与

(7) 職員の給料表別、任命権者別職員数

給料表	区分	職員数		知事	県議会議長	代表監査委員	教育委員会			人事委員会	警察本部長
		平成29年4月	増減				本庁等	県立学校	市町村立小・中学校		
		人	人								
全		14,445	△ 147	3,597	31	17	334	2,720	5,228	12	2,506
行政職		3,932	△ 18	3,094	31	17	287	184	-	12	307
研究職		209	3	166	-	-	27	-	-	-	16
医療職(1)		27	△ 1	27	-	-	-	-	-	-	-
医療職(2)		101	△ 2	95	-	-	-	6	-	-	-
医療職(3)		215	2	215	-	-	-	-	-	-	-
学校栄養職員		18	△ 6	-	-	-	-	-	18	-	-
学校事務職員		288	△ 5	-	-	-	-	-	288	-	-
計		4,790	△ 27	3,597	31	17	314	190	306	12	323
高等学校等教育職員		2,476	△ 53	-	-	-	-	2,476	-	-	-
県立中学校教育職員		54	2	-	-	-	-	54	-	-	-
市町村立小・中学校等教育職員		4,942	△ 63	-	-	-	20	-	4,922	-	-
計		7,472	△ 114	-	-	-	20	2,530	4,922	-	-
警察官		2,183	△ 6	-	-	-	-	-	-	-	2,183

(注) 任期付職員、任期付研究員、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員及び再任用職員については、本表には含まれていない。  
(以下、(エ)までについて同じ。)

(イ)職員の給料表別人員、平均年齢、平均勤続年数

給料表 \ 区分		適用人員	平均年齢	平均勤続年数
全		14,445 人	42.0 歳	17.8 年
一般職員	行政職	3,932	43.4	19.3
	研究職	209	42.5	16.2
	医療職(1)	27	43.7	8.0
	医療職(2)	101	40.9	14.4
	医療職(3)	215	45.5	17.8
	学校栄養職員	18	47.2	23.6
	学校事務職員	288	42.5	22.6
	計	4,790	43.4	19.1
教育職員	高等学校等教育職員	2,476	43.6	18.7
	県立中学校教育職員	54	41.2	16.4
	市町村立小・中学校等教育職員	4,942	41.9	17.4
	計	7,472	42.4	17.8
警察官		2,183	37.4	14.9
平成29年4月 全		14,592	42.2	18.0

(ウ)職員の給料表別、学歴別、性別人員構成比

区分 給料表	計	学歴別人員構成比				性別人員構成比		
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性	
	%	%	%	%	%	%	%	
全	100.0	79.6	7.6	12.7	0.1	61.8	38.2	
一般職員	行政職	100.0	74.7	8.3	16.7	0.3	76.7	23.3
	研究職	100.0	94.7	2.9	2.4	-	79.9	20.1
	医療職(1)	100.0	100.0	-	-	-	70.4	29.6
	医療職(2)	100.0	83.2	16.8	-	-	56.4	43.6
	医療職(3)	100.0	36.7	50.2	13.0	-	34.0	66.0
	学校栄養職員	100.0	33.3	66.7	-	-	-	100.0
	学校事務職員	100.0	0.7	37.5	61.8	-	32.3	67.7
	計	100.0	69.6	12.0	18.1	0.2	71.5	28.5
教育職員	高等学校等教育職員	100.0	95.8	4.0	0.3	-	53.4	46.6
	県立中学校教育職員	100.0	96.3	3.7	-	-	59.3	40.7
	市町村立小・中学校等教育職員	100.0	91.7	8.3	0.0	-	43.6	56.4
	計	100.0	93.1	6.8	0.1	-	47.0	53.0
警察官	100.0	55.5	0.8	43.7	0.0	91.0	9.0	
平成29年4月 全	100.0	79.3	8.0	12.6	0.1	61.9	38.1	

(注) 1 数値の表示単位未満は四捨五入しているため、合計と内訳が一致しない場合もある。  
 2 表中0.0%となっている箇所は、該当者が僅少であり、表示単位未満を四捨五入した結果、ゼロ表示となったものである。

## (工)職員の給料表別平均給与月額

区分 給料表	給料	扶養手当	地域手当	小計	住居手当・ 管理職手当等	合計	
	円	円	円	円	円	円	
全	345,912	9,274	12,791	367,977	12,284	380,261	
一般職員	行政職	333,806	11,175	15,974	360,955	14,129	375,084
	研究職	346,270	12,510	12,872	371,652	14,926	386,578
	医療職(1)	443,852	9,778	79,464	533,094	373,271	906,365
	医療職(2)	314,374	8,594	9,038	332,006	7,424	339,430
	医療職(3)	342,558	7,742	6,552	356,852	4,156	361,008
	学校栄養職員	335,726	5,722	7,699	349,147	4,502	353,649
	学校事務職員	320,139	5,592	7,660	333,391	5,947	339,338
	計	334,138	10,660	15,096	359,894	15,071	374,965
教育職員	高等学校等教育職員	378,886	8,572	13,102	400,560	8,949	409,509
	県立中学校教育職員	359,658	8,093	13,612	381,363	10,926	392,289
	市町村立小・中学校等 教育職員	355,258	6,611	9,840	371,709	12,701	384,410
	計	363,120	7,272	10,948	381,340	11,444	392,784
警察官	312,850	13,083	14,038	339,971	9,032	349,003	

平成29年4月 全	347,205	9,291	12,716	369,212	12,220	381,432
行政職	334,768	11,538	15,815	362,121	14,245	376,366

(注) 給料には、「給料の調整額」、「教職調整額等」、「平成18年切替に伴う経過措置額」を含む。

## イ 民間給与関係

### (ア) 職種別民間給与実態調査の概要

平成30年の報告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

#### a 調査の目的と時期

この調査は、本県の職員の給与を検討するため、平成30年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

#### b 調査機関

和歌山県人事委員会、人事院等

#### c 調査の範囲

##### (a) 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所282事業所

##### (b) 調査対象職種

76職種（うち行政職相当職種22職種 その他の職種54職種）

#### d 調査対象の抽出

##### (a) 標本事業所の抽出

cの(a)に記載した事業所を、組織、規模、産業によって17層に分類し、これらから133事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、(イ)産業別、規模別調査事業所数のとおりである。

##### (b) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

#### e 集計

##### (a) 調査実人員

初任給関係415人（行政職に相当する調査実人員323人）、初任給関係以外の調査職種5,805人（行政職に相当する調査実人員4,739人）

（調査職種該当者（母集団）の推定数は17,450人であり、行政職に相当するものは、11,998人である。）

##### (b) 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

(イ)産業別、規模別調査事業所数

産業	規模計	事業所規模					企業規模		
		500人以上	300人以上 500人未満	200人以上 300人未満	100人以上 200人未満	50人以上 100人未満	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
産業計	117	5	1	10	40	61	40	53	24
農業、林業、漁業、 鉱業、採石業、砂利採取業、建設業	5	-	-	-	2	3	2	2	1
製造業	54	3	-	4	20	27	9	32	13
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業	25	-	1	2	6	16	13	5	7
卸売業、小売業	5	1	-	-	2	2	2	2	1
金融業、保険業、 不動産業、物品賃貸業	5	-	-	2	2	1	4	1	-
教育、学習支援業、医療、 福祉、サービス業	23	1	-	2	8	12	10	11	2

- (注) 1 上記のほか、実地調査に際し、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が2所、調査不能の事業所が14所あった。
- 2 調査対象事業所133所から事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所2所を除いた131所に占める調査完了事業所117所の割合（調査完了率）は、89.3%である。
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

## (ウ)職種別、学歴別、企業規模別初任給

(単位:円)

職 種	学 歴	企業規模計	企業規模		
			500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
新卒事務員・技術者計	大学卒	206,511	213,741	195,838	※ 202,000
	短大卒	188,344	※ 189,554	183,899	X
	高校卒	165,688	168,376	164,728	161,649

- (注) 1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額(採用のある事業所の平均)であり、時間外手当、家族手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。
- 2 大学卒の中には、大学院修士・博士課程修了者を含む。
- 3 「X」は、調査事業所が1事業所の場合である。
- 4 「※」は、調査事業所が5事業所以下であることを示す。

## (工)企業規模別、職種別、学歴別給与額等

職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成30年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)－(B)		
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	9	53.6	651,895	4,392	647,503	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	6	52.0	703,130	-	703,130	
	短大卒	1	X	X	X	X	
	高校卒	2	55.0	642,725	-	642,725	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	工場長	14	52.6	588,100	8,978	579,122	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	9	53.7	626,647	15,120	611,527	
	短大卒	-	-	-	-	-	
	高校卒	5	50.9	531,755	-	531,755	
	事務部長	127	52.4	597,269	1,973	595,296	・2課以上又は構成員20人以上の部の長 ・職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長 及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
	大学卒	100	52.2	609,979	781	609,198	
	短大卒	5	52.1	539,360	24,518	514,842	
	高校卒	20	52.8	531,030	3,071	527,959	
	中学卒	2	55.0	827,710	1,290	826,420	
	技術部長	84	52.7	617,375	3,911	613,464	同 上
	大学卒	59	53.1	655,177	2,382	652,795	
	短大卒	5	55.8	627,664	-	627,664	
	高校卒	19	51.0	522,234	9,090	513,144	
	中学卒	1	X	X	X	X	
	事務部次長	69	52.7	555,128	105	555,023	・前記部長に事故等のあるときの職務代行者 ・職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職 ・中間職(部長一課長間)
大学卒	57	52.5	557,300	67	557,233		
短大卒	7	51.1	536,705	544	536,161		
高校卒	4	57.7	498,524	-	498,524		
中学卒	1	X	X	X	X		
技術部次長	30	49.1	503,443	4,823	498,620	同 上	
大学卒	15	47.3	526,233	1,215	525,018		
短大卒	2	50.0	461,317	-	461,317		
高校卒	13	50.8	488,274	9,313	478,961		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務課長	322	48.9	519,285	14,699	504,586	・2係以上又は構成員10人以上の課の長 ・職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長 及び課長級専門職	
大学卒	212	47.9	535,446	13,887	521,559		
短大卒	30	49.7	461,329	35,504	425,825		
高校卒	76	51.2	491,986	10,347	481,639		
中学卒	4	56.5	672,650	554	672,096		
技術課長	237	49.1	528,928	18,331	510,597	同 上	
大学卒	120	48.2	551,390	15,527	535,863		
短大卒	36	48.5	505,686	9,195	496,491		
高校卒	81	50.6	509,498	25,608	483,890		
中学卒	-	-	-	-	-		

(注)1 調査実人員が1人の場合は、個人情報保護の観点から、平均年齢及び平成30年4月分平均支給額をXとしている。  
2 「中間職(部長一課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置づけられる者をいう。

職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成30年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A)－(B)		
	人	歳	円	円	円		
事務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	278	46.4	451,175	21,984	429,191	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)
	大学卒	194	46.0	455,082	19,636	435,446	
	短大卒	26	46.3	431,421	63,146	368,275	
	高校卒	58	47.8	443,340	18,431	424,909	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	技術課長代理	136	47.0	507,555	40,645	466,910	同上
	大学卒	85	45.7	517,517	40,877	476,640	
	短大卒	16	47.9	490,503	22,607	467,896	
	高校卒	35	51.7	478,039	48,424	429,615	
	中学卒	-	-	-	-	-	
	事務係長	353	46.4	430,212	57,593	372,619	係の長及び係長級専門職
	大学卒	157	43.7	430,724	63,727	366,997	
	短大卒	53	47.4	372,800	43,809	328,991	
	高校卒	141	48.9	450,046	54,638	395,408	
	中学卒	2	48.0	636,335	208,235	428,100	
	技術係長	249	45.5	514,916	62,787	452,129	同上
	大学卒	120	42.2	513,208	58,450	454,758	
	短大卒	33	44.9	461,682	34,051	427,631	
	高校卒	95	50.7	535,366	78,423	456,943	
	中学卒	1	X	X	X	X	
事務主任	254	42.4	327,724	32,859	294,865	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)	
大学卒	125	40.1	338,529	36,507	302,022		
短大卒	35	43.1	317,222	36,590	280,632		
高校卒	92	45.1	318,848	27,593	291,255		
中学卒	2	33.8	249,966	25,342	224,624		
技術主任	237	42.9	420,771	57,073	363,698	同上	
大学卒	98	39.4	377,763	39,260	338,503		
短大卒	34	42.4	380,480	48,976	331,504		
高校卒	105	46.5	475,358	77,019	398,339		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務係員	1,280	36.6	293,218	33,484	259,734		
大学卒	633	33.7	301,182	37,912	263,270		
短大卒	209	39.0	263,780	25,695	238,085		
高校卒	437	40.3	294,734	29,996	264,738		
中学卒	1	X	X	X	X		
技術係員	1,060	34.9	347,365	63,145	284,220		
大学卒	426	32.7	344,902	67,903	276,999		
短大卒	152	31.3	331,524	63,362	268,162		
高校卒	477	38.8	358,249	58,282	299,967		
中学卒	5	48.3	280,366	71,797	208,569		

(注)1 「中間職(課長一係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が課長と係長の間に位置づけられる者をいう。

2 「中間職(係長一係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が係長と係員の間に位置づけられる者をいう。

ウ 職員の給与と民間の給与との比較

職 種	民間の給与 (A)	職員の給与 (B)	較 差 (A) - (B)
行政職給料表関係	375,745 円	375,084 円	661 円 (0.18%)